

港区 2025年9月1日から 0歳から2歳までの 児童発達支援等の利用者負担を無償化します

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについて、
全ての0～2歳の利用者負担を無償化します。



対象となるサービス

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

対象となる児童

上記サービスを利用する0歳～2歳の児童

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。(3歳～5歳の児童の利用者負担は、国制度により既に無償化されています。)

無償化の概要

児童発達支援等を利用した場合に発生する利用者負担額を区が利用者に代わって児童発達支援事業者等に支払います。

無償化までの流れ

- ①区から、対象者に申請案内を送付します。

- ②事前申請
WEB申請フォーム又は郵送にて港区に申請してください。
※既に第2子無償化(児童発達支援事業所等利用多子負担軽減給付金)の支給決定を受けている方であっても、港区に申請が必要です。
- ③申請内容を確認後、港区から助成決定通知書を郵送します。
- ④港区から受給者証を発行します。
- ⑤④の受給者証を、利用する事業者に必ず提示してください。
- ⑥受給者証で無償化対象であることを確認した事業者は、利用者負担額を区に請求します。

※ 利用者負担以外の費用(食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくことになります。

問合せ：港区障害者福祉課 障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2671

郵送先：〒105-8511 港区芝公園1丁目5番25号